



第 5 章

目標値とサービス見込み 【第7期江東区障害福祉計画】



調整中

1 令和8年度の成果目標の設定

第7期障害福祉計画では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するため、第6期計画での実績や本区の実情を踏まえ、国の基本指針に沿って、以下の(1)～(6)の6項目について成果目標を設定し、取組みをさらに推進していきます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行等

国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、令和8年度末時点で、令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、施設入所者の5%以上の削減を基本に、地域の実情に応じて目標を設定することとされています。

【施設入所者の地域生活への移行実績】

項目	実績	説明
地域移行者	9人	令和元年度末から令和4年度末までの、施設入所者の地域移行者数

【施設入所者の地域生活への移行目標】

項目	数値	区 の 考 え 方
令和4年度末入所者数	272人	
令和8年度末入所者数	●人	
施設入所者削減の見込み	●人	
地域移行者の目標数	●人	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国は基本指針において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、地方公共団体が、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能になるとしてまいります。このため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催や精神障害者の地域移行・定着支援、共同生活・自立生活援助等の活動指標に基づく取組みについて、医療計画との関係に留意しながら推進することとしています。

【保健、医療、福祉関係による協議の場の実績】

項 目	令和4年 度実績	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
保健、医療、福祉関係による協議の場の開催回数	1回	●回	●回	●回
保健、医療、福祉関係による協議の場への関係者の参加者数	5人	●人	●人	●人
保健、医療、福祉関係による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	●回	●回	●回

【精神障害者の地域移行支援等の利用者数実績】

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	8人	4人	6人
地域定着支援	5人	4人	3人
共同生活援助	108人	124人	159人
自立生活援助	2人	9人	6人
自立訓練（生活訓練）	32人	37人	37人

【精神障害者の地域移行支援等の利用者見込み数】

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	●人	●人	●人
地域定着支援	●人	●人	●人
共同生活援助	●人	●人	●人
自立生活援助	●人	●人	●人
自立訓練（生活訓練）	●人	●人	●人

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針では、障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、令和8年度末までに1つ以上整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とすることとされています。

また、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るため、令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とすることとされています。

【地域生活支援の充実の目標】

項目	目標	区 の 考 え 方
地域生活支援拠点等の整備	●箇所	
年1回以上の検証・検討	●回	
強度行動障害を有する人への支援体制の整備	●	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定することとされています。国が示す数値目標の考え方は、以下のとおりとなり、この考え方を基本として、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定します。

【国（厚生労働省）の基本指針における数値目標】

項 目	数値目標
福祉施設の一般就労への移行実績 (就労移行支援事業等)	令和3年度の1.28倍以上
一般就労への移行実績 (就労移行支援)	令和3年度の1.31倍以上
一般就労への移行実績 (就労継続支援A型)	令和3年度の1.29倍以上
一般就労への移行実績 (就労継続支援B型)	令和3年度の1.28倍以上
就労移行支援事業終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所	就労移行支援事業所の半数以上
就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所	全体の25%以上

【福祉施設等から一般就労への移行実績】

項 目	令和3年度	令和4年度
障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労移行者	68人	69人
福祉施設から一般就労した者	77人	59人
就労移行支援から一般就労した者	59人	39人
就労継続支援A型から一般就労した者	5人	11人
就労継続支援B型から一般就労した者	13人	9人
障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労1年後職場定着率	79%	87%

【福祉施設等から一般就労への移行目標】

項 目	目 標	説 明
障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労移行者	●人	
一般就労への移行実績 (就労移行支援事業等)	●人	
一般就労への移行実績 (就労移行支援)	●人	
一般就労への移行実績 (就労継続支援A型)	●人	
一般就労への移行実績 (就労継続支援B型)	●人	
障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労1年後職場定着率	●割	

(5) 相談支援体制の充実・強化

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和7年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とすることとされています。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、これらの取組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とすることとされています。

【相談支援体制の充実・強化の目標】

項目	目標	令和4年度実績
期間相談支援センターの設置	●箇所	0箇所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	●件	—
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	●回	—
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	●回	—
個別事例の支援内容の検証の実施回数	●回	2回
主任相談支援専門員の配置数	●人	6人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善		
事例検討実施回数	●回	—
参加事業者・機関数	●人	—
専門部会の配置数	●部会	5専門部会
専門部会の実施回数	●回	13回

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針では、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を適切に提供していくため、地方公共団体の職員は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組みを行い、サービス等の利用状況を把握し、利用者が真に必要とするサービス等が提供できているのか検証していくことが望ましいとされています。そのため、令和8年度までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や指導監査結果の関係地方公共団体との共有等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とすることとされています。

【障害福祉サービス等の質の向上の目標】

項 目	目 標	令和4年度実績
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数	年●人以上	●人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	●	有
指定障害福祉サービス事業者に対する指導検査	●件	32件

2 サービス必要量の見込みと確保のための方策

障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要なサービス量について、障害福祉サービス等の利用実績やサービスの利用意向など地域の実情を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの各年度における見込みを設定します。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、サービス提供事業者が居宅に訪問して行うサービスであり、以下の5種類があります。

- ①居宅介護
- ②重度訪問介護
- ③同行援護
- ④行動援護
- ⑤重度障害者等包括支援

①居宅介護

居宅において入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、生活全般にわたる援助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方に、居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。また、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者で、医療機関に入院した方が適切な介護を受けられるよう、ヘルパーが医療従事者に情報伝達を行うなどの支援を実施します。

③同行援護

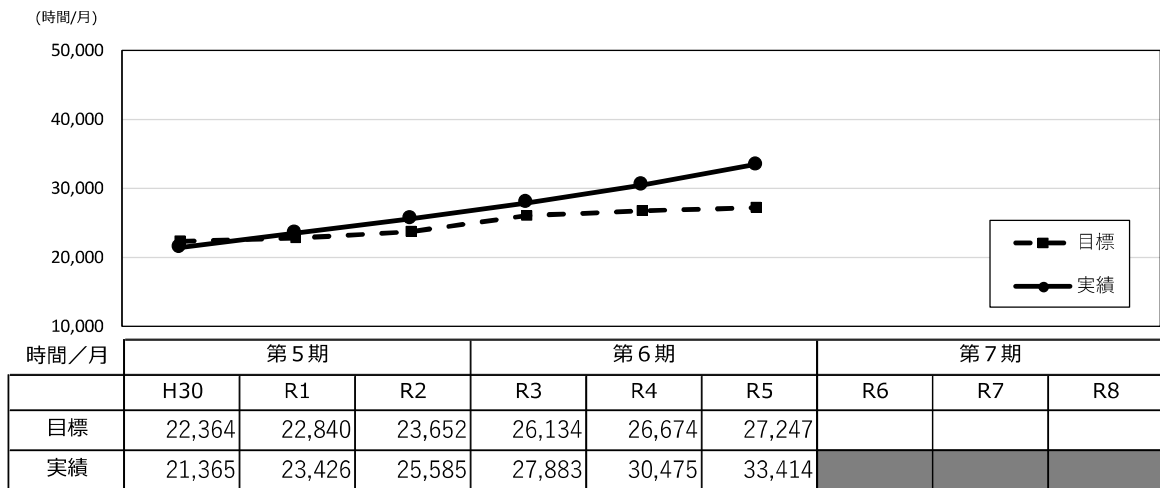
視覚障害により、移動に著しい困難を有する方につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、その方が外出する際の必要な援助を行います。

④行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方に、その方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護・排せつ・食事等の介護その他の、その方が行動する際の必要な援助を行います。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護が必要で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方、知的障害または精神障害により行動上著しい困難がある方について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助を包括的に提供します。



利用者数/月

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	847	881	921	844	883	924			
実績	833	861	819	859	896	919			

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

≪訪問系サービスの見込み量(月間)≫

種 類		第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	サービス量(時間)	27,883	30,475	33,414			
	利用者数	859	896	919			

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

【訪問系サービスの確保方策】

○

サービス見込量の単位 「時間分」と「人日分」

「時間分」とは、「月間の利用人数」に、「一人 1 か月当たりの平均利用時間」を乗じて得られた数値です。

「人日分」とは、「月間の利用人数」に、「一人 1 か月当たりの平均利用日数」を乗じて得られた数値です。

例えば、1 か月の間に5人の利用者が平均 20 日のサービスの提供を受けたときは、 $5人 \times 20日 = 100人日$ となります。

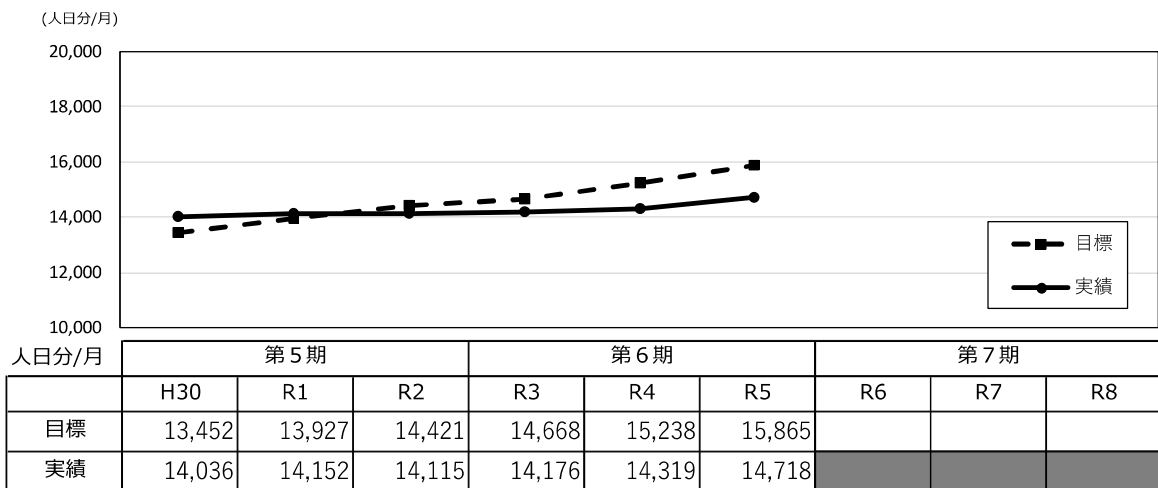
(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、昼間に入所または通所により訓練、介護等を提供するサービスで、以下の8種類があります。

- ①生活介護 ②自立訓練 ③就労選択支援 ④就労移行支援 ⑤就労継続支援
⑥就労定着支援 ⑦療養介護 ⑧短期入所

① 生活介護

主として昼間、障害者支援施設等において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供、その他の身体機能・生活機能の向上のために必要な援助を行います。



(参考) 利用者数/月

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	708	733	759	772	802	835			
実績	734	738	738	744	751	774			

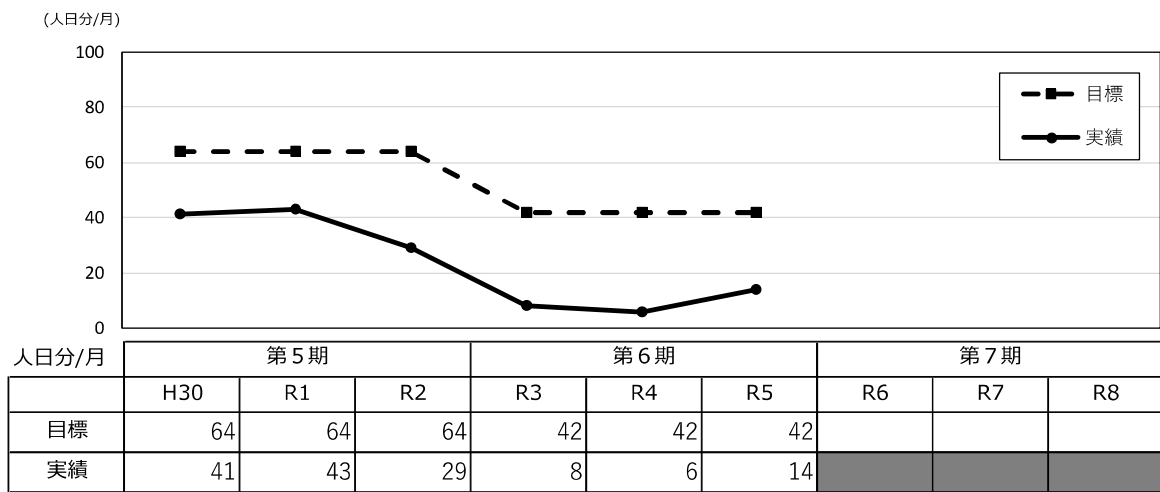
(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

② 自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のため必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練の2種類があります。

ア) 自立訓練（機能訓練）

身体障害のある方・難病等の対象となる方について、通所先の障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、またはその方の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談・助言その他の必要な支援を行います。



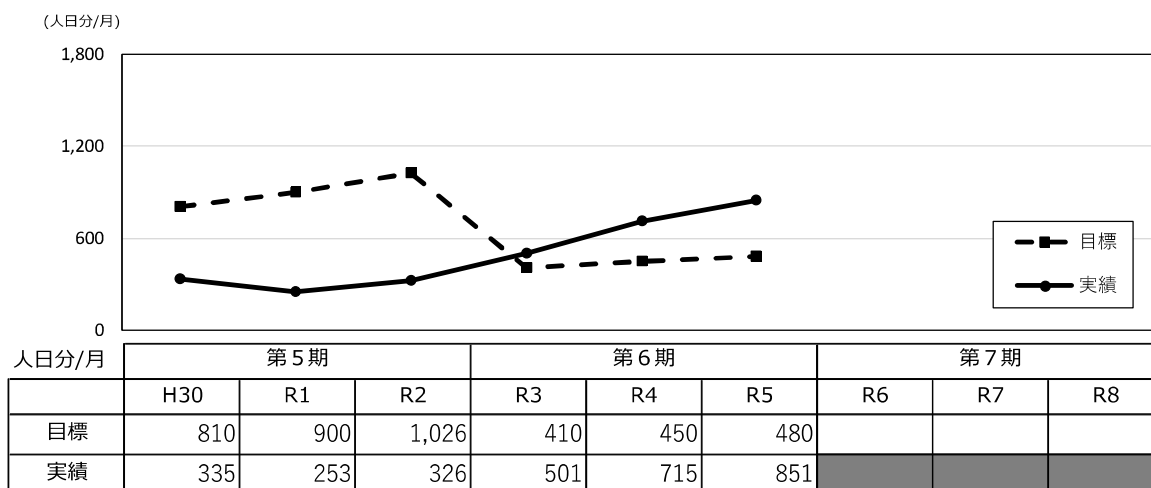
(参考) 利用者数/月

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	4	4	4	3	3	3			
実績	2	3	2	1	1	1			

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

イ) 自立訓練（生活訓練）

知的障害または精神障害のある方について、通所先の障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、またはその方の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。



(参考) 利用者数/月

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	45	50	57	41	45	48			
実績	28	25	25	38	52	53			

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

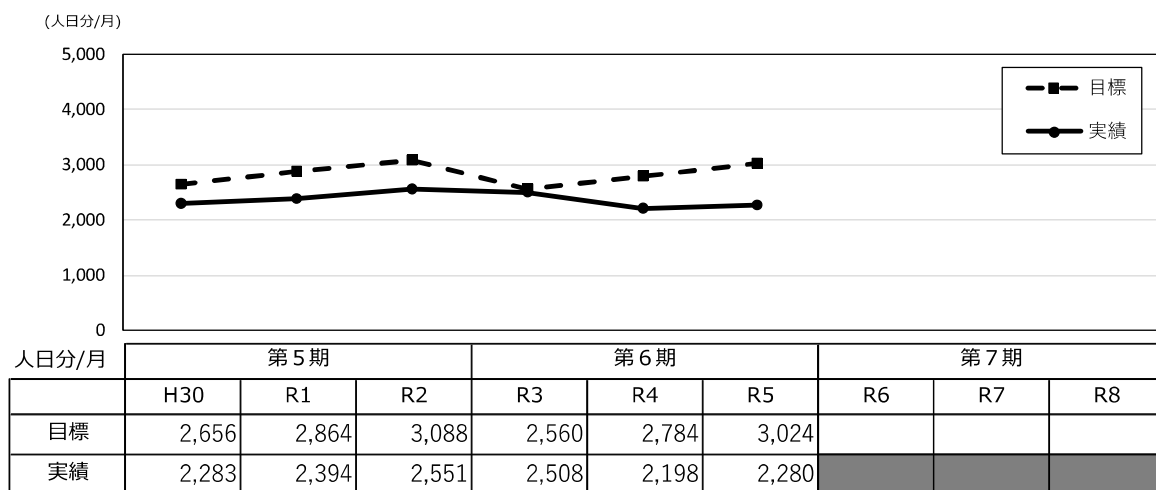
③ 就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新しい障害福祉サービスです。

今後、関係機関等と連携しながら、ニーズ把握の方法や実施内容等について検討・実施していきます。

④ 就労移行支援

原則 65 歳未満の就労希望者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方について、生産活動・職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。



(参考) 利用者数/月

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	166	179	193	160	174	189			
実績	144	156	155	157	142	149			

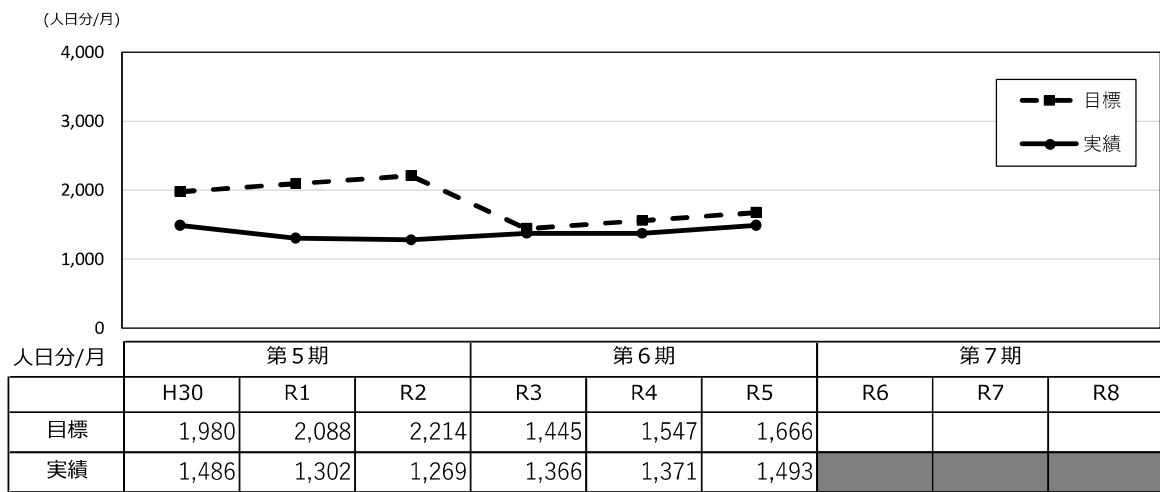
(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

⑤ 就労継続支援

原則 65 歳未満で通常の事業所に雇用されることが困難な方に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型とB型の2種類があります。

ア) 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な方のうち、適切な支援によって雇用契約等に基づき就労する方について、生産活動その他の活動の機会の提供等、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。



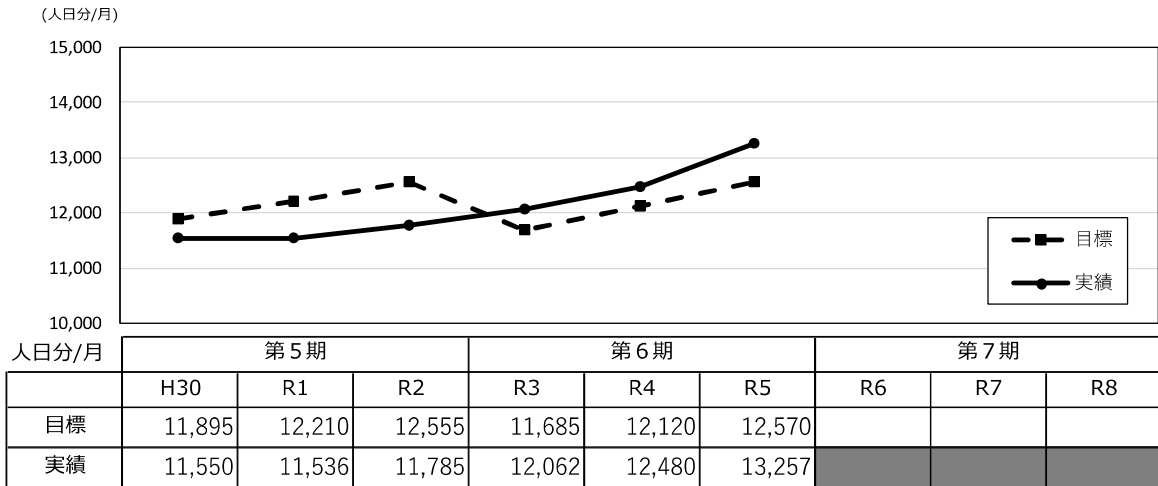
(参考) 利用者数/月

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	110	116	123	85	91	98			
実績	85	76	76	81	79	84			

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

イ) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な方のうち、通常の事業所に雇用されていたものの年齢・心身の状態等の事情により引き続きその事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方等、通常の事業所に雇用されることが困難な方について、生産活動その他の活動の機会の提供等、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。



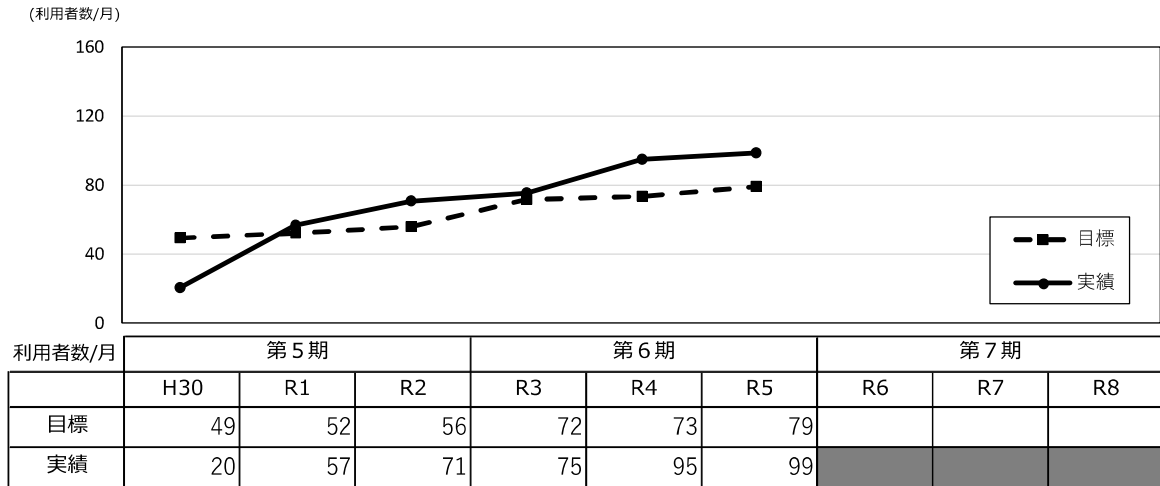
(参考) 利用者数/月

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	793	814	837	779	808	838			
実績	760	747	746	764	789	830			

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

⑥ 就労定着支援

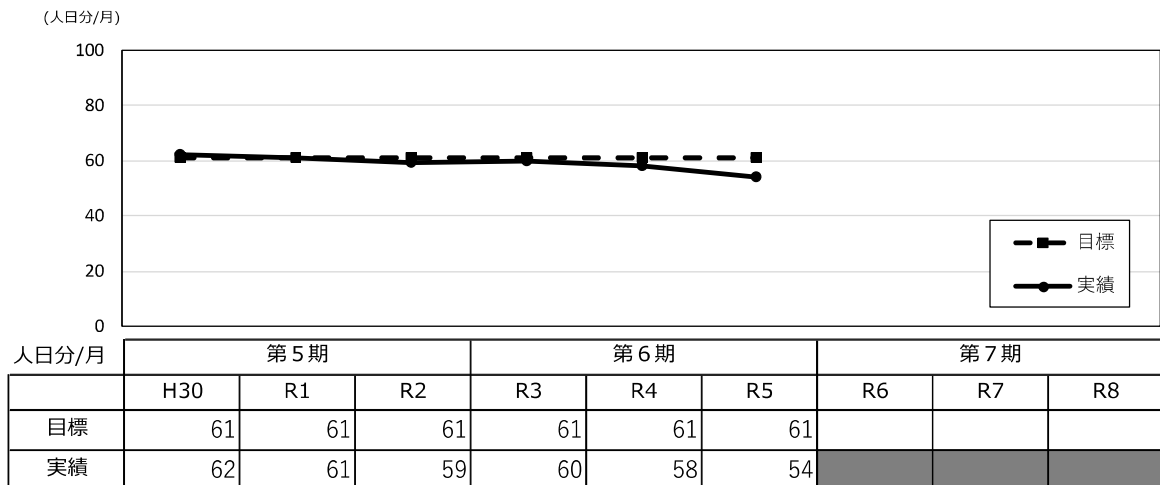
就労移行支援等の利用を経て通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6か月を経過した方の就労の継続を図るため、企業・障害福祉サービス事業者・医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での様々な問題に関する相談・指導及び助言等の必要な支援を行います。



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

⑦ 療養介護

主として昼間、病院において、機能訓練・療養上の管理・看護・医学的管理の下における介護・日常生活上の世話をを行います。

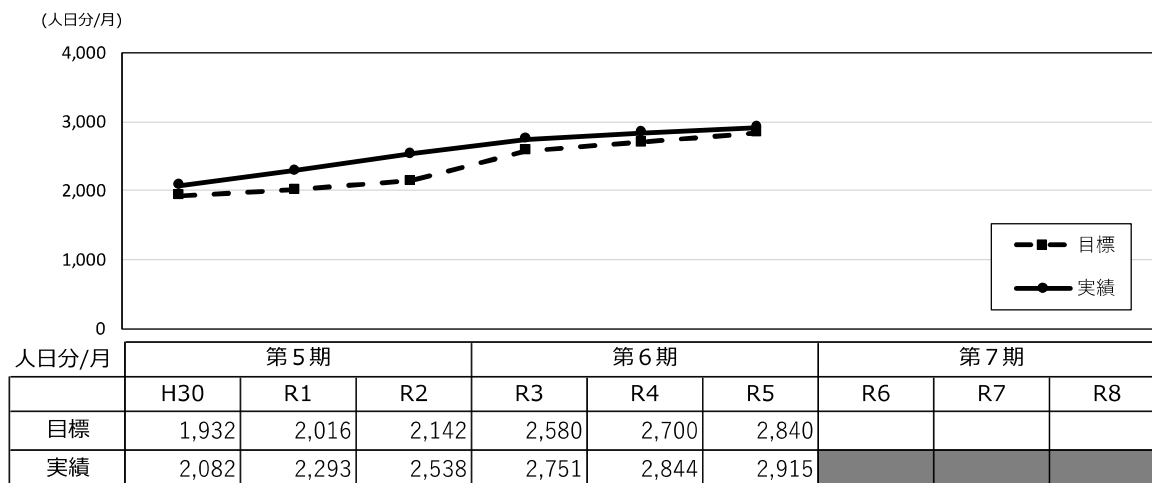


(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

⑧ 短期入所

居宅において介護を行う方の病気等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要となった方について、当該施設において、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院・診療所・介護老人保健施設において実施する医療型があります。

ア) 福祉型



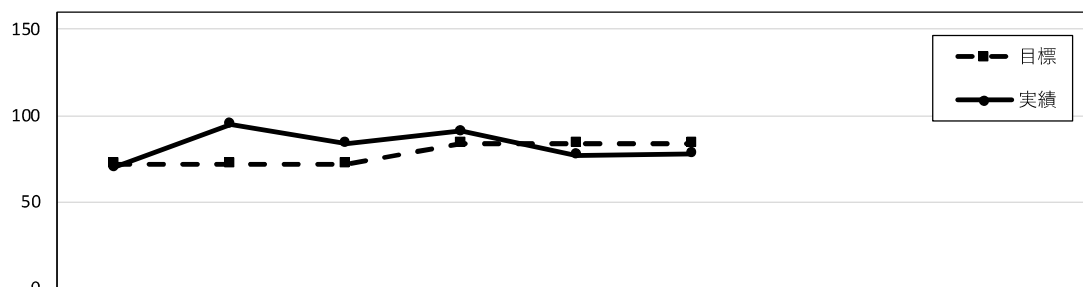
(参考) 利用者数/月

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	92	96	102	129	135	142			
実績	119	134	116	130	150	182			

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

イ) 医療型

(人日分/月)



人日分/月	第5期			第6期			第7期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	72	72	72	84	84	84			
実績	70	95	84	91	77	78			

(参考) 利用者数/月

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	12	12	12	14	14	14			
実績	13	17	11	12	11	17			

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

≪日中活動系サービスの見込み量（月間）≫

種 類		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①生活介護	サービス量 （人日）	14,176	14,319	14,718			
	利用者数	744	751	774			
②自立訓練 ア）機能訓練	サービス量 （人日）	8	6	14			
	利用者数	1	1	1			
②自立訓練 イ）生活訓練	サービス量 （人日）	501	715	851			
	利用者数	38	52	53			
③就労選択 支援	サービス量 （人日）	—	—	—			
	利用者数	—	—	—			
④就労移行 支援	サービス量 （人日）	2,508	2,198	2,280			
	利用者数	157	142	149			
⑤就労継続 支援 ア）A型	サービス量 （人日）	1,366	1,371	1,493			
	利用者数	81	79	84			
⑤就労継続 支援 イ）B型	サービス量 （人日）	12,062	12,480	13,257			
	利用者数	764	789	830			
⑥就労定着 支援	利用者数	75	95	99			
⑦療養介護	利用者数	60	58	54			
⑧短期入所 ア）福祉型	サービス量 （人日）	2,751	2,844	2,915			
	利用者数	130	150	182			
⑧短期入所 イ）医療型	サービス量 （人日）	91	77	78			
	利用者数	12	11	17			

（注）令和5年度は利用見込みの数値です。

【日中活動系サービスの確保方策】

○

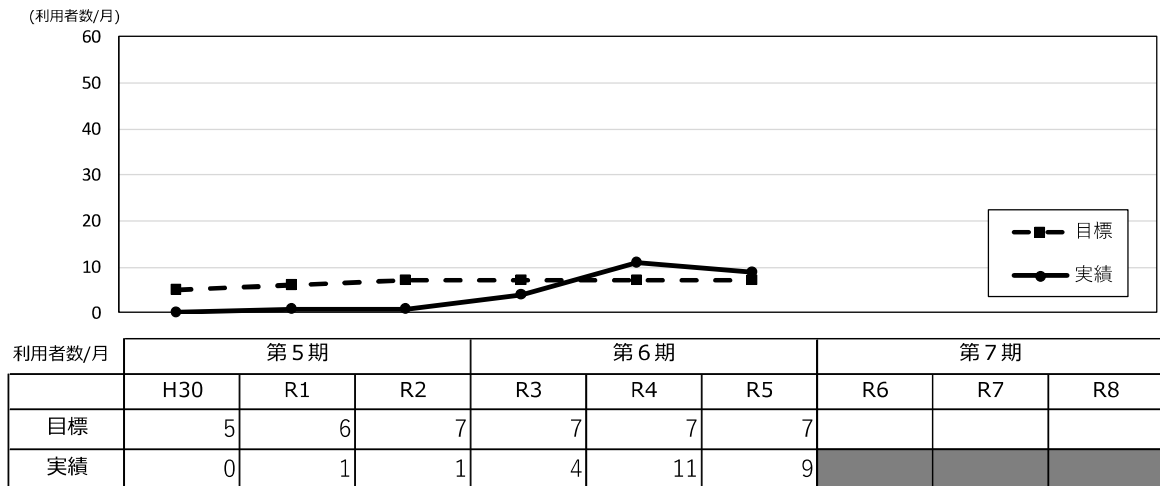
(3) 居住系サービス

居住系サービスとは、共同生活を行う住居や施設等において訓練等給付または介護給付を提供するサービスです。以下の3種類があります。

- ① 自立生活援助 ② 共同生活援助 ③ 施設入所支援

① 自立生活援助

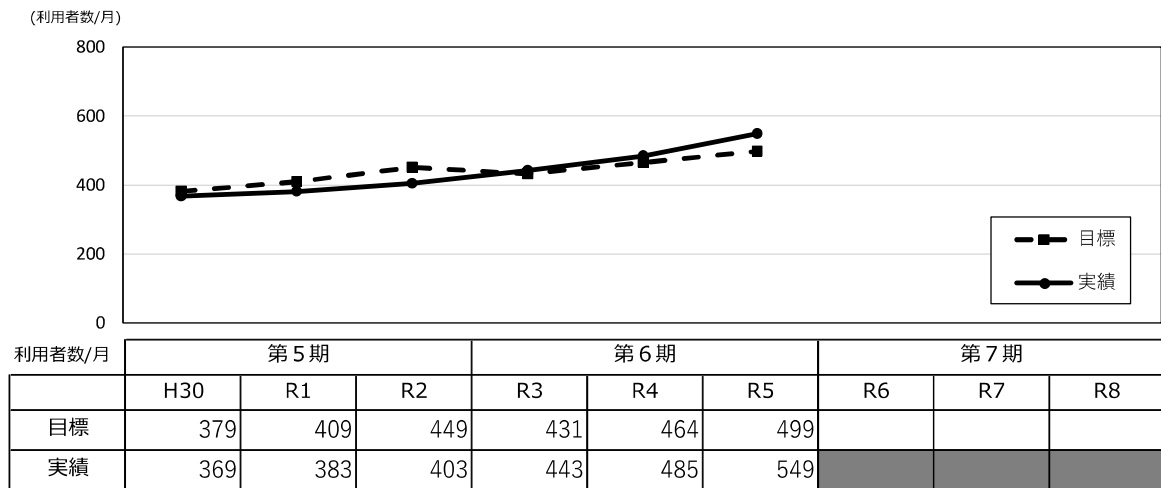
障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した方などで生活力に不安があり支援を必要とする方に対して、定期的に利用者宅を訪問し、食事や掃除などに課題がないか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談、要請があった際には、訪問、電話等による随時の対応を行います。



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

② 共同生活援助（グループホーム）

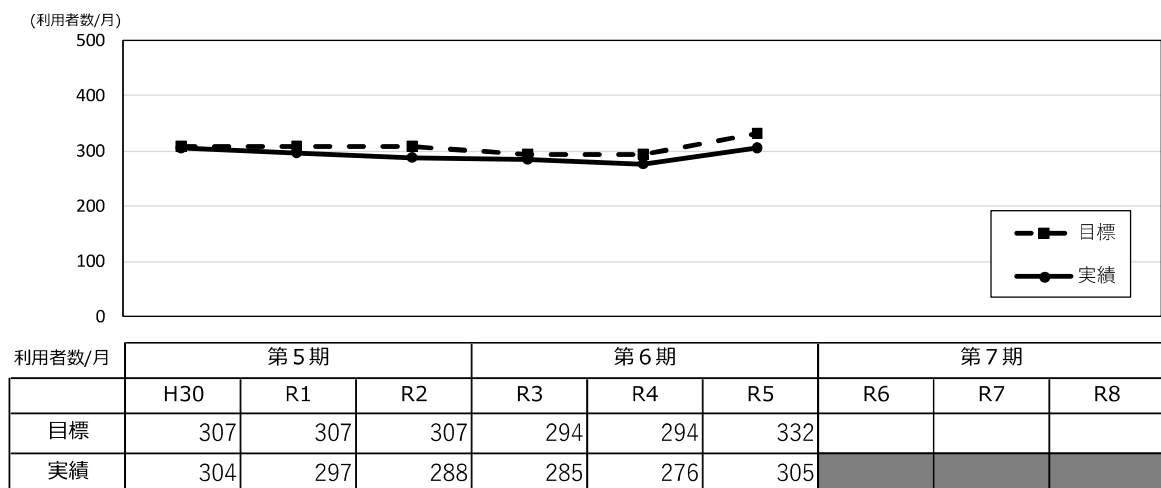
主として夜間に、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

③ 施設入所支援

施設に入所する方に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活に関する相談・助言等、日常生活上の援助を行います。



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

《居住系サービスの見込み量（月間）》

種 類		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①自立生活 援助	利用者数	4	11	9			
②共同生活 援助	利用者数	443	485	549			
③施設入所 支援	利用者数	285	276	305			

（注）令和5年度は利用見込みの数値です。

【居住系サービスの確保方策】

○

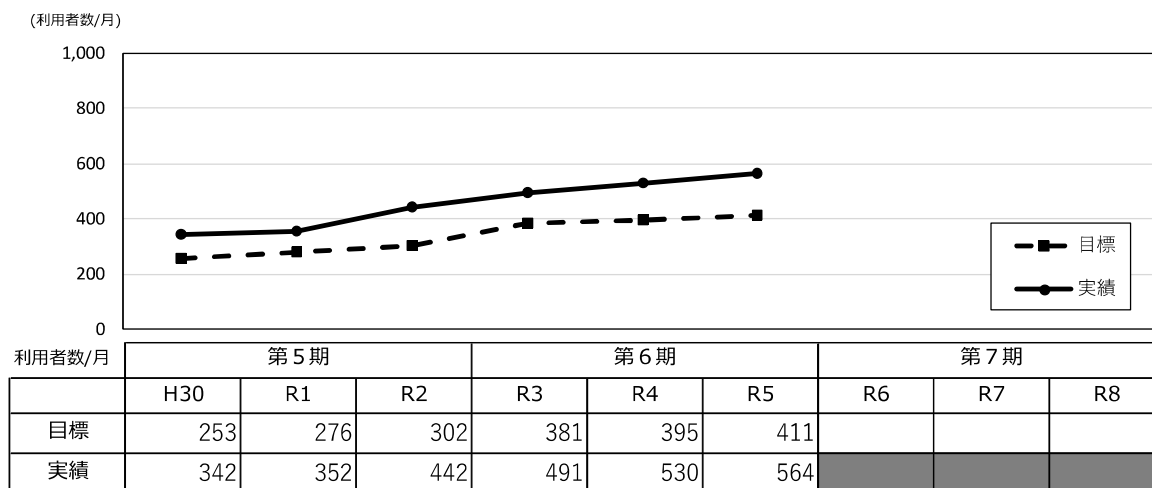
(4) 相談支援

相談支援とは、相談支援事業者が障害のある方の相談を専門的に応じるサービスであり、以下の2種類があります。

- ① 計画相談支援 ② 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

① 計画相談支援

障害福祉サービスを申請した障害者について、利用する障害福祉サービスの種類及び内容等を記載したサービス等利用計画の作成、障害福祉サービスの利用状況を検証し、その結果及び心身の状況等の事情を勘案したサービス等利用計画の見直しを行うことにより、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うものです。

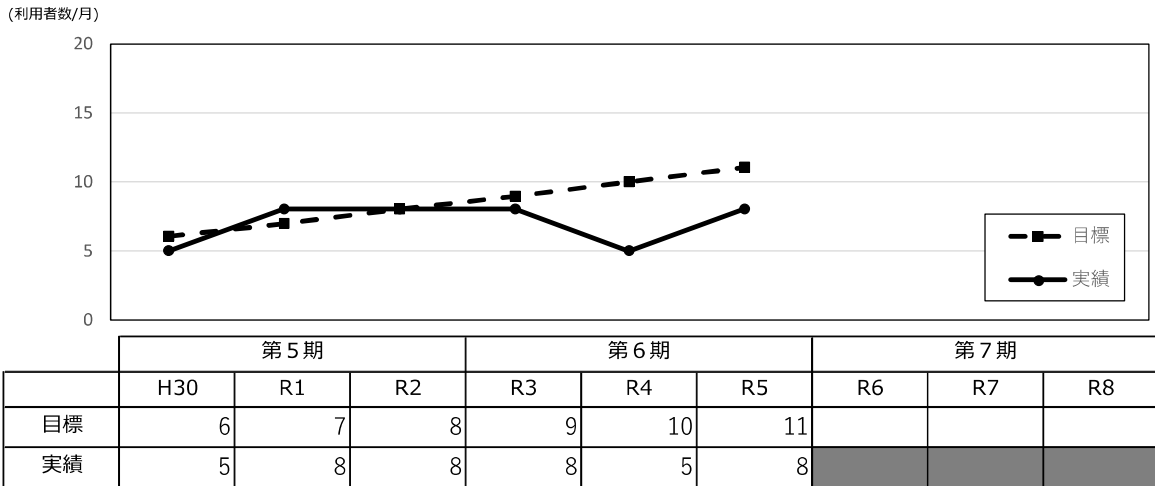


(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

② 地域相談支援

ア) 地域移行支援

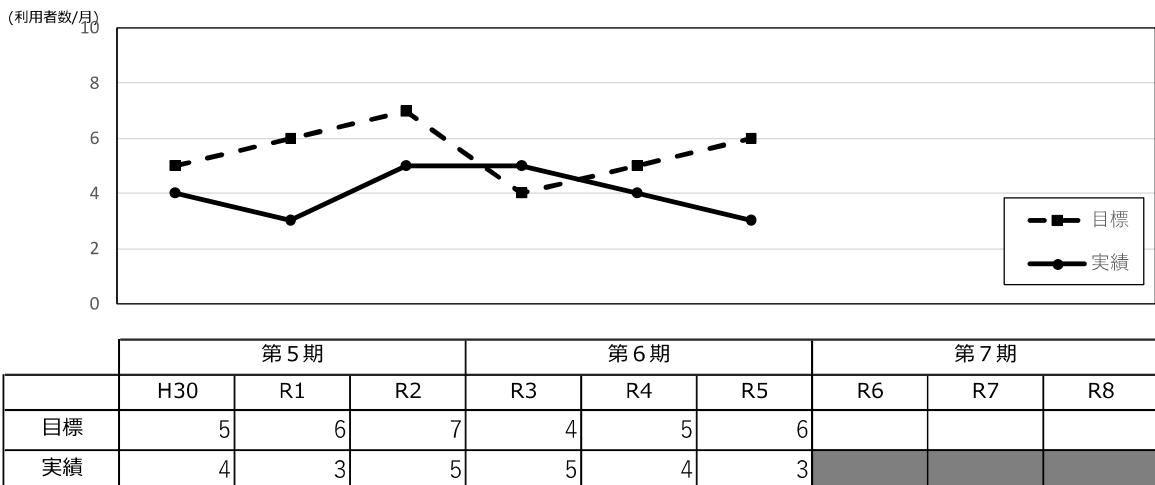
障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

イ) 地域定着支援

居宅で単身生活をしている障害者等に対し、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

相談支援サービスの見込み量（月間）≫

種 類		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①計画相談支援	利用者数	491	530	564			
②地域相談支援 ア) 地域移行支援	利用者数	8	5	8			
②地域相談支援 イ) 地域定着支援	利用者数	5	4	3			

（注）令和5年度は利用見込みの数値です。

【相談支援サービスの確保方策】

○

3 地域生活支援事業に関する事項

区が実施する地域生活支援事業について、実施する事業の内容、事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、事業の見込量確保の方策などを定めます。

(1) 実施する事業の内容

区では、障害者総合支援法 第 77 条に定められている、区（市町村）が実施する地域生活支援事業を行っていくほか、既存の事業や必要に応じて行う新規事業等を効果的に組み合わせ、障害者等の地域生活を支援します。

① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

区では、障害者福祉大会を年 1 回開催し、障害者等と地域住民の交流の機会を設けています。

《第 6 期の実施状況》

理解促進研修・啓発事業	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施の有無	有	有	有

《見込量の設定》

理解促進研修・啓発事業	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施の有無	●	●	●

② 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

区では知的障害者学習支援事業を実施し、軽度知的障害のある 18 歳以上の就労者に対し学習活動、学習支援活動を行っています。

≪第6期の実施状況≫

自発的活動支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

≪見込量の設定≫

自発的活動支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	●	●	●

③ 相談支援事業

相談支援事業は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

ア) 障害者相談支援事業

この事業は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連携調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行うものです。

今後、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置し、さらなる相談支援の充実を図ります。

イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

この事業は、区市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組み等を実施するものです。区では、障害者支援課に保健師を配置して、機能強化を図っていますが、さらなる充実を図るため、令和7年度中に基幹相談支援センターを設置します。

ウ) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

この事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な方に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通して障害のある方の地域生活を支援するものです。区では、他部署や関係機関との連携により、支援体制の充実を図ります。

≪ 第6期の実施状況（年間） ≫

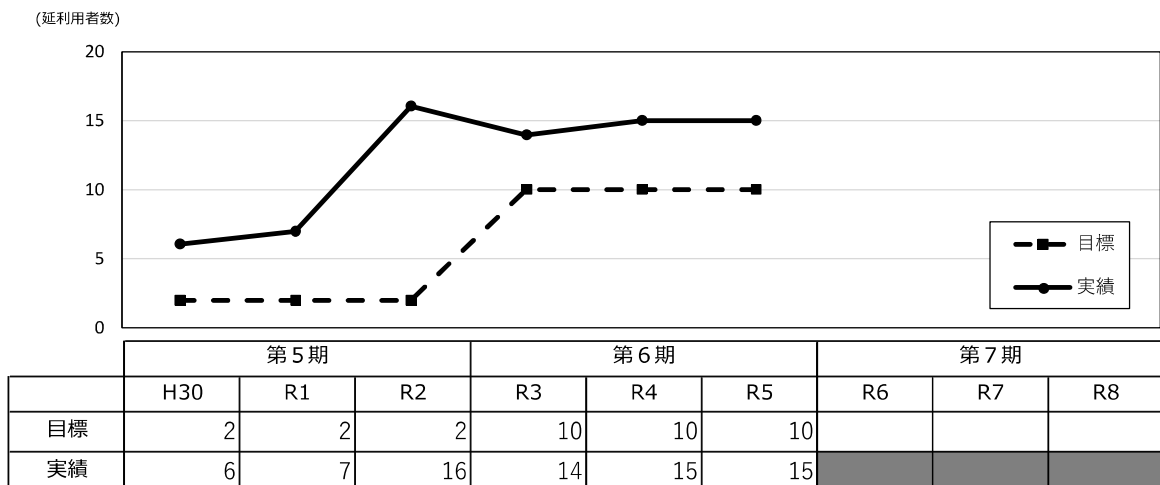
相談支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア 障害者相談支援事業	9箇所	9箇所	9箇所
イ 基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
ウ 住宅入居等支援事業	有	有	有

≪ 見込量の設定（年間） ≫

相談支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ア 障害者相談支援事業	●箇所	●箇所	●箇所
イ 基幹相談支援センター等機能強化事業	●	●	●
ウ 住宅入居等支援事業	●	●	●

④ 成年後見制度利用支援事業

この事業は、障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護に資することを目的としています。区では、制度利用を希望する低所得者に対して、家庭裁判所への申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

この事業は、成年後見制度において親族や専門職（弁護士等）の後見人が得られない場合に、法人後見及び社会貢献型後見人の法人後見監督を受任することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とした制度です。区では社会福祉協議会に対し、法人後見等事業に係る諸経費を補助しています。

《第6期の実施状況》

成年後見制度法人後見支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

《見込量の設定》

成年後見制度法人後見支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	●	●	●

⑥ 意思疎通支援事業

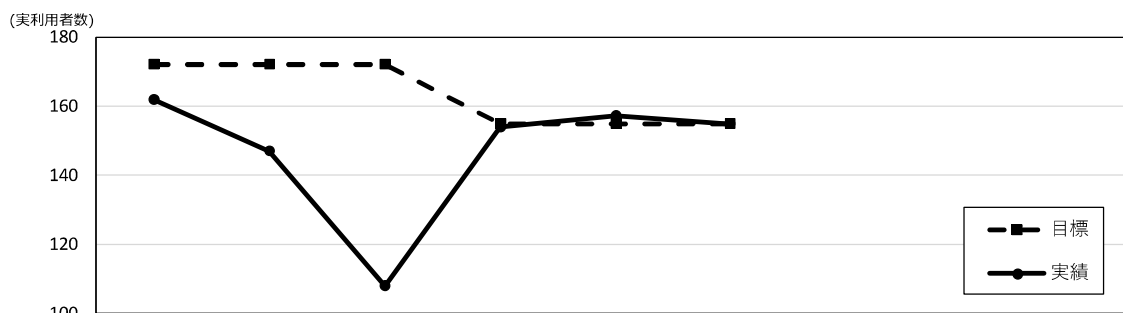
聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、窓口への手話通訳者設置を行います。

《聴覚等に障害のある方の推移》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳所持者数 (聴覚・言語・音声機能障害)	1,358人	1,387人	1,390人	1,403人
伸び率		2.14%	0.21%	0.94%

(注) 各年度とも3月31日現在。ただし、令和5年度は見込みの数字です。

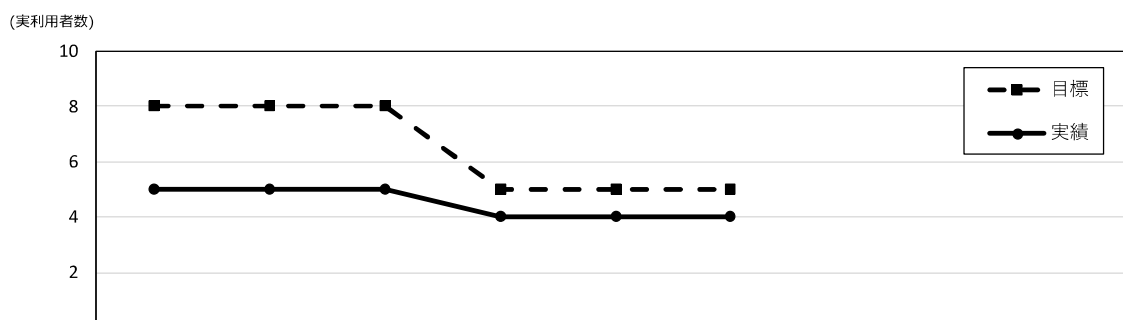
ア) 手話通訳者派遣事業



	第5期			第6期			第7期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	172	172	172	155	155	155			
実績	162	147	108	154	157	155			

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

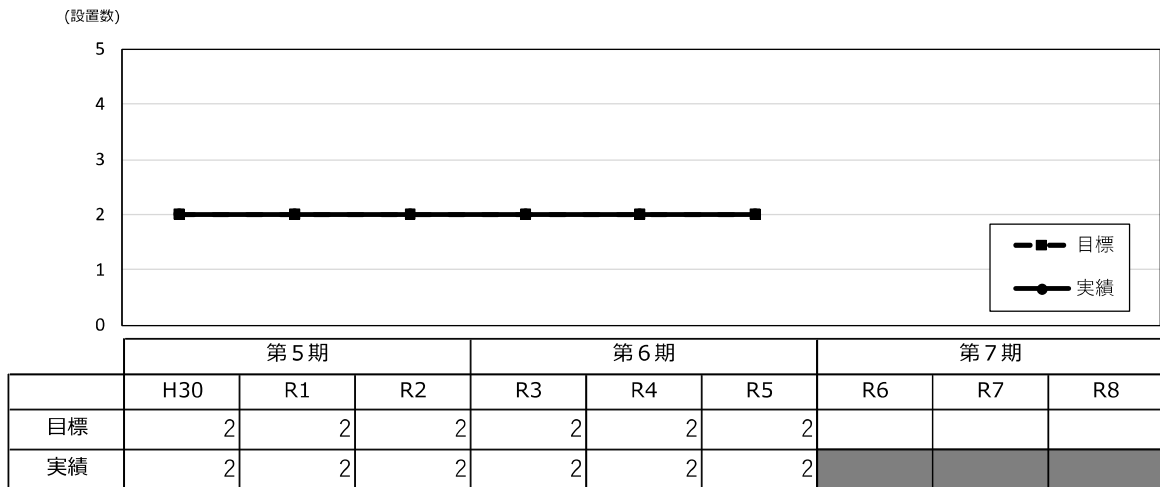
イ) 要約筆記者派遣事業



	第5期			第6期			第7期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	8	8	8	5	5	5			
実績	5	5	5	4	4	4			

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

ウ) 手話通訳者設置事業



(注1) 令和5年度は見込みの数値です。

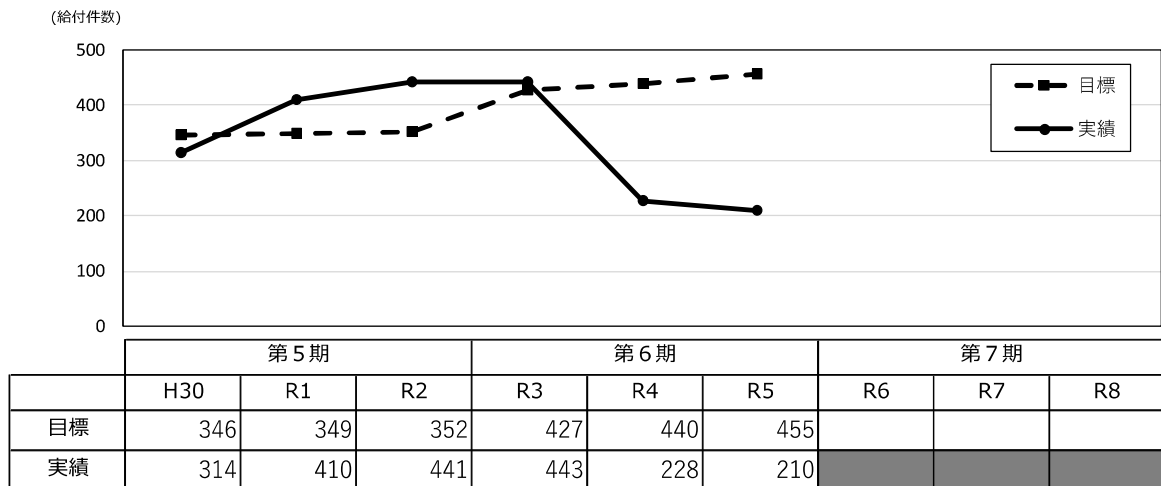
(注2) 「手話通訳者」には、「手話通訳士」(国の手話通訳技能認定試験に合格し登録を受けた者)、「手話通訳者」(都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において登録を受けた者)、「手話奉仕員」(区市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において手話奉仕員として登録された者)を含みます。

(注3) 「要約筆記者」には、「要約筆記者」(区市町村及び都道府県が実施する要約筆記者養成研修事業において登録された者)、「要約筆記奉仕員」(区市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において要約筆記奉仕員として登録された者)を含みます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

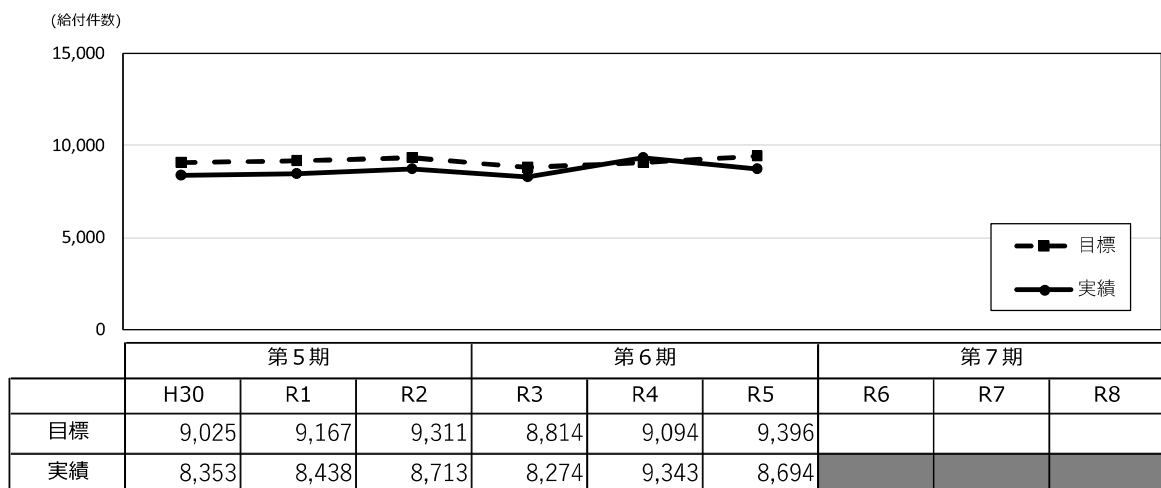
障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することによって日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業です。

ア) 日常生活用具



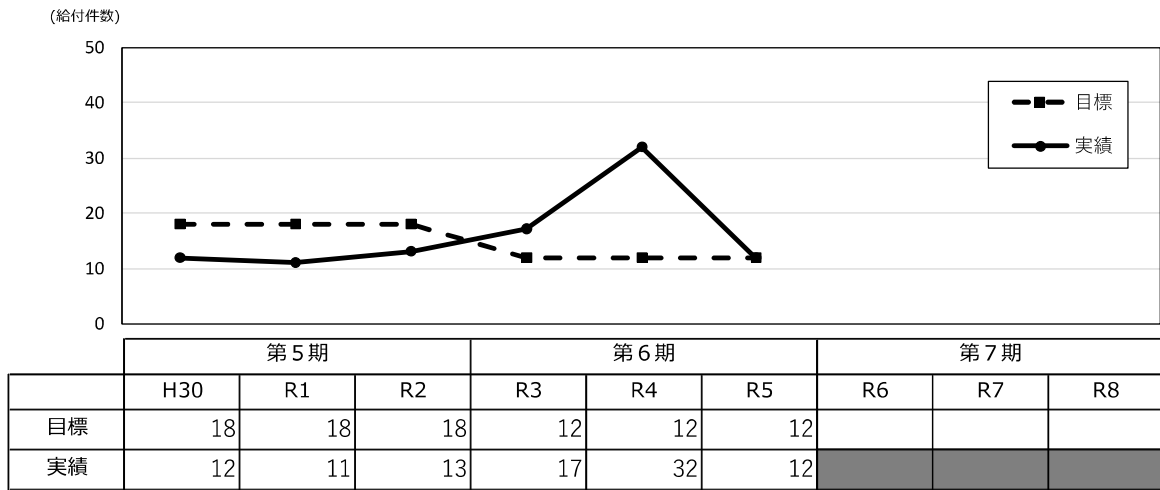
(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

イ) 排泄管理支援用具 (ストマ)



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

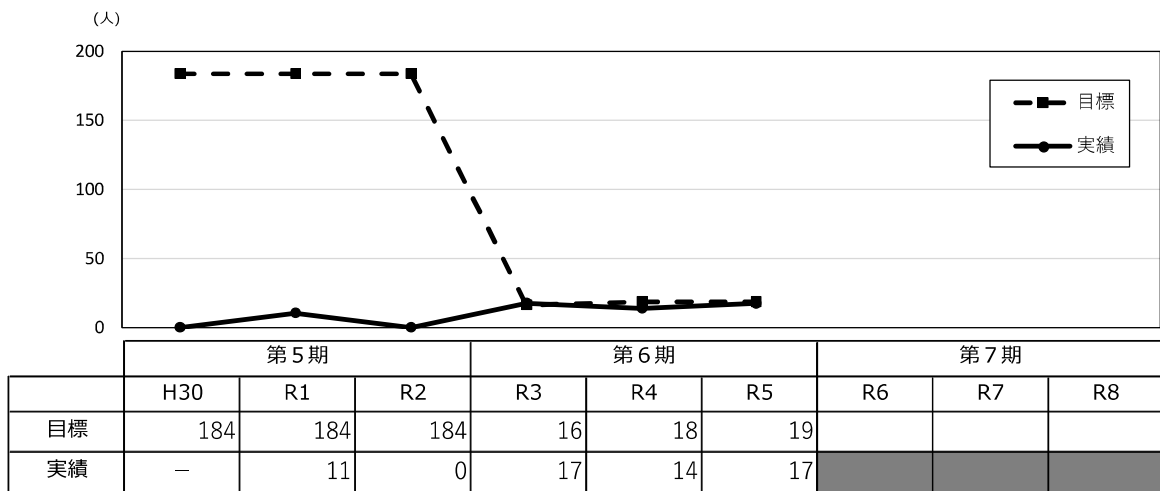
ウ) 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)



(注) 令和5年度は見込みの数値です。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

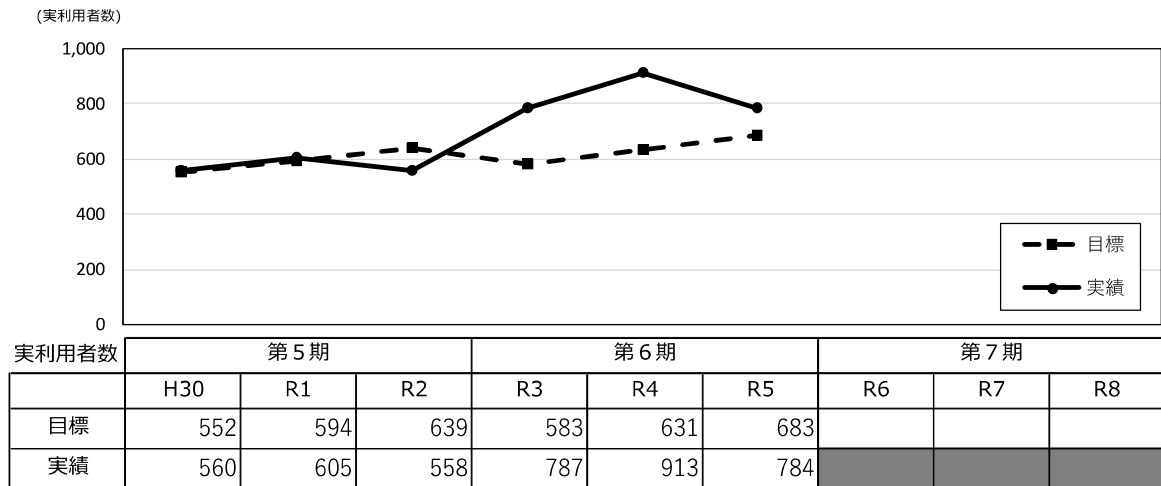
手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者の養成によって、意思疎通を図ることに支障がある障害者の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。区では社会福祉協議会に委託して実施しています。



(注) 令和5年度は見込みの数値です。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。



(参考) 延利用時間数

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	6,624	7,128	7,668	6,996	7,572	8,196			
実績	6,781	7,533	6,711	7,733	7,820	7,394			

(参考) 一人当たり平均利用時間

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00			
実績	12.11	12.45	12.03	9.83	8.57	9.43			

(注) 令和5年度は見込みの数値です。

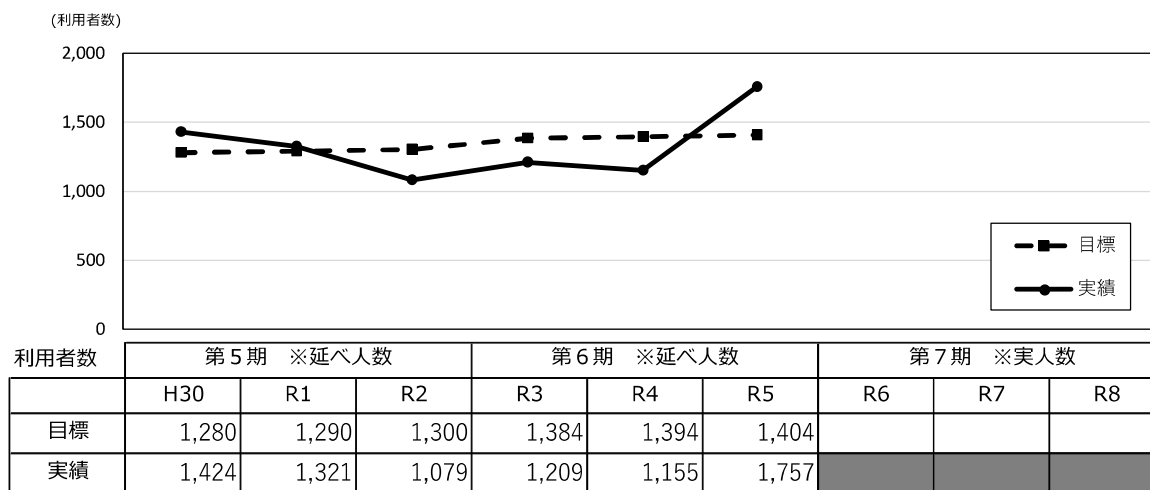
⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

この事業は、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としたものです。

利用者に対し、創作活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行う基礎的事業を実施しています。加えて、精神保健福祉士等を配置して医療・福祉・地域の社会基盤との連携強化のための調整、相談支援事業等を行うⅠ型、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス等の事業を実施するⅡ型が区内に整備されています。

令和2年4月現在、区内にある地域活動支援センターは4箇所です。それぞれの実施箇所数及び利用人数（基礎的事業分も含む）を見込みます。

【Ⅰ型】



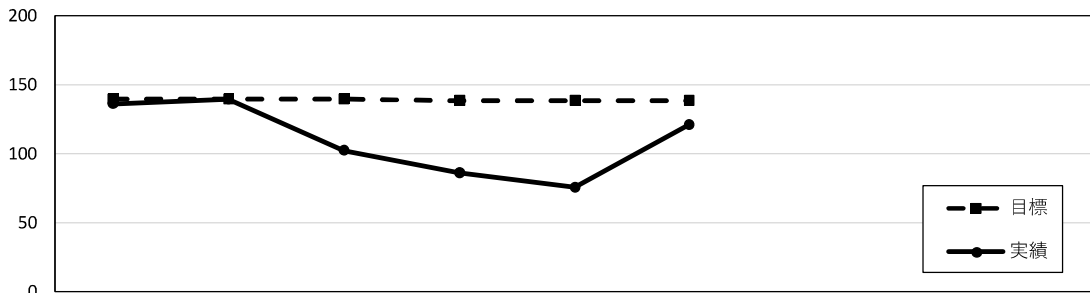
(参考) 実施箇所数

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	3	3	3	3	3	3			
実績	3	3	3	3	3	3			

(注) 令和5年度は見込みの数値です。

【Ⅱ型】

(実利用者数)



実利用者数	第5期			第6期			第7期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	140	140	140	138	138	138			
実績	136	139	102	86	75	121			

(参考) 実施箇所数

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	1	1	1	1	1	1			
実績	1	1	1	1	1	1			

(注) 令和5年度は見込みの数値です。

⑪ その他の事業

上記事業以外の、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業として、区では次の事業を実施します。

ア) 訪問入浴サービス事業

障害者福祉センター浴室を利用できない方に、専門業者による巡回入浴車を自宅に派遣して入浴を行います。

実利用者数	第5期			第6期			第7期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	27	27	27	28	28	28			
実績	28	29	24	19	27	23			

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

イ) 点字・声の広報等発行事業

視覚障害者のために、「こうとう区報」点字版や、声の広報を製作・発行します。

【点字版広報製作部数】

部	第5期			第6期			第7期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	45	45	45	38	38	38			
実績	42	40	37	35	35	34			

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

【声の広報製作部数】

部	第5期			第6期			第7期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	96	96	96	89	89	89			
実績	91	89	88	85	85	78			

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

ウ) 自動車運転教習費助成事業

障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

実利用者数	第5期			第6期			第7期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	2	2	2	2	2	2			
実績	0	1	2	0	7	8			

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

工) 自動車改造費助成事業

重度身体障害者の社会参加の促進を図るため、就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。

実利用者数	第5期			第6期			第7期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	6	6	6	8	8	8			
実績	8	9	4	5	3	10			

(注) 令和5年度は見込みの数値です。

≪ 地域生活支援事業の見込み量（年間） ≫

種 類		第 6 期（実績）			第 7 期（見込み）		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
①理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有			
②自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有			
③相談支援事業							
ア) 障害者相談支援事業	(実施箇所数)	9	9	9			
イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有			
ウ) 住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有			
④成年後見制度利用支援事業	(延利用者数)	14	15	15			
⑤成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有			
⑥意思疎通支援事業							
ア) 手話通訳者派遣事業	(実利用者数)	154	157	155			
イ) 要約筆記者派遣事業	(実利用者数)	4	4	4			
ウ) 手話通訳者設置事業	(実設置者数)	2	2	2			
⑦日常生活用具給付等事業							
ア) 日常生活用具	(支給件数)	443	228	210			
イ) 排泄管理支援用具（ストマ）	(支給件数)	8,274	9,343	8,694			
ウ) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	(支給件数)	17	32	12			
⑧手話奉仕員養成研修事業	人数	17	14	17			
⑨移動支援事業	(実利用者数)	787	913	784			
	(延利用時間数)	7,733	7,820	7,394			
	(一人当たり平均利用時間)	9.83	8.57	9.43			
⑩地域活動支援センター機能強化事業							
I 型 ※R3～5：延べ利用者数 R6～8：実利用者数	(利用者数)	1,209	1,155	1,757			
	(実施箇所数)	3	3	3			
	(実利用者数)	86	75	121			
	(実施箇所数)	1	1	1			
II 型							
⑪その他の事業							
ア) 訪問入浴サービス事業	(実利用者数)	19	27	23			
イ) 点字版広報制作部数	(部数)	35	35	34			
声の広報制作部数	(部数)	85	85	78			
ウ) 自動車運転教習費助成事業	(実利用者数)	0	7	8			
エ) 自動車改造費助成事業	(実利用者数)	5	3	10			

(注) 令和 5 年度は利用見込みの数値です。


【地域生活支援事業の確保方策】

○



第 6 章

目標値とサービス見込み 【第3期江東区障害児福祉計画】



調整中

1 令和8年度の成果目標の設定

第3期障害児福祉計画では、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、第2期計画での実績や本区の実情を踏まえ、国の基本指針に沿って成果目標を設定し、取組みをさらに推進していきます。

国の基本指針において基本とする成果目標は以下のとおりです。

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置すること。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること。
- ・ 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1箇所以上確保すること。
- ・ 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

【障害児支援の提供体制の整備等実績】

項 目	実 績
児童発達支援センター	3箇所設置
保育所等訪問支援	3箇所利用できる体制を確保
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	児童発達支援事業所4箇所 放課後等デイサービス事業所6箇所
医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーター	6人配置

※児童発達支援センター及び保育所等訪問支援は、都立施設を含めています。

【障害児支援の提供体制の整備等目標】

項 目	目 標
児童発達支援センター	●箇所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	児童発達支援事業所●箇所 放課後等デイサービス事業所●箇所
医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場	●
医療的ケア児等に関するコーディネーター	●

※児童発達支援センター及び保育所等訪問支援は、都立施設を含めています。

2 サービス必要量の見込みと確保のための方策

障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとの必要なサービス量について、障害児通所支援等の利用実績やサービスの利用意向など地域の実情を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの各年度における見込みを設定します。

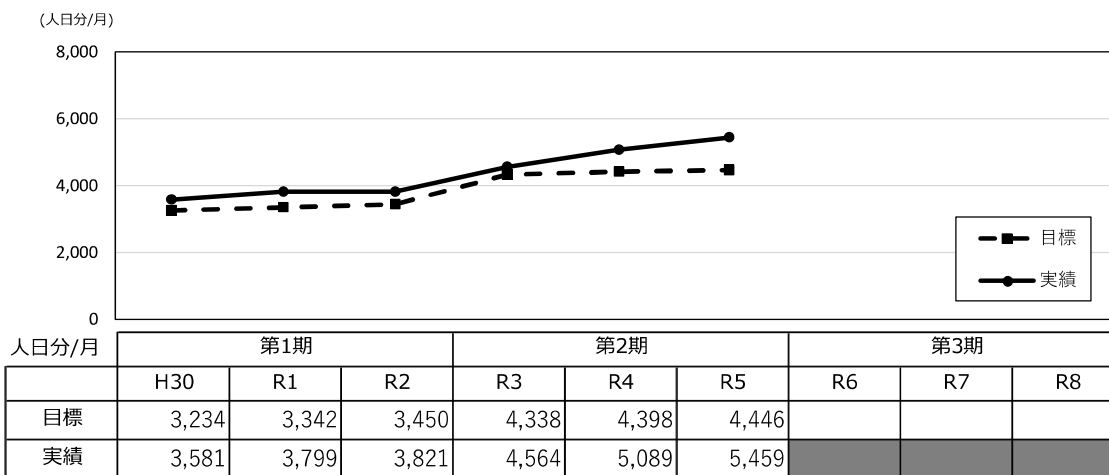
(1) 障害児通所支援

児童通所系サービスは、児童福祉法に基づく事業として位置づけられ、以下の5事業が提供されています。

- ①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後等デイサービス
- ④保育所等訪問支援 ⑤居宅訪問型児童発達支援

① 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。



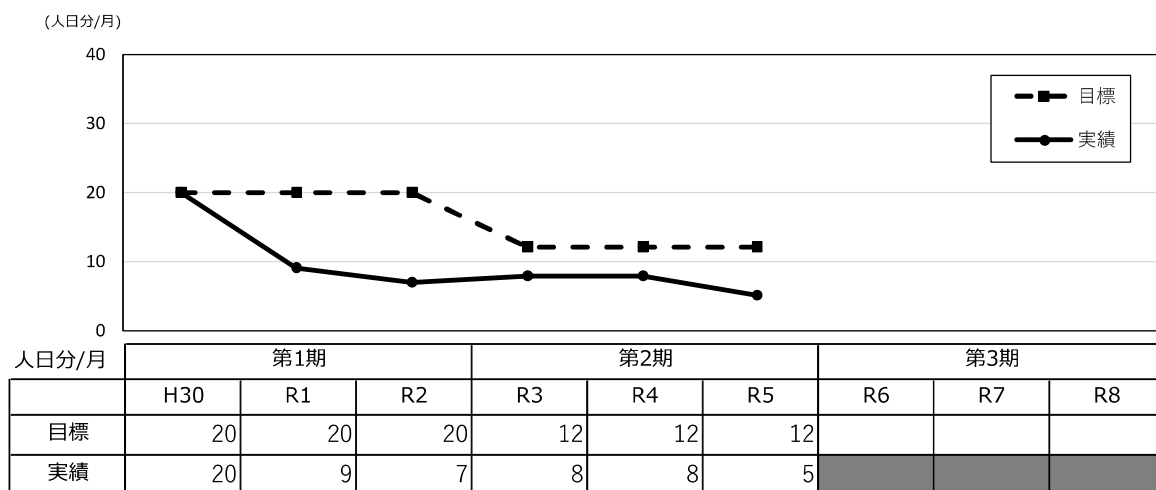
(参考) 利用者数/月

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	539	557	575	723	733	741			
実績	705	735	705	799	854	882			

(注) 令和5年度は見込みの数値です。

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められる障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。



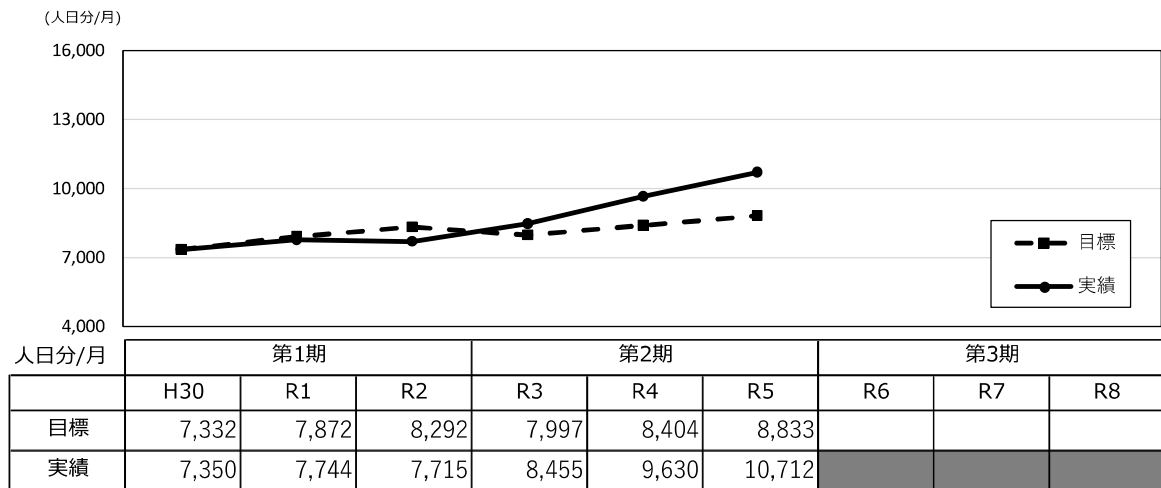
(参考) 利用者数/月

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	5	5	5	6	6	6			
実績	7	4	5	4	3	5			

(注) 令和5年度は見込みの数値です。

③ 放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められる障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。



(参考) 利用者数/月

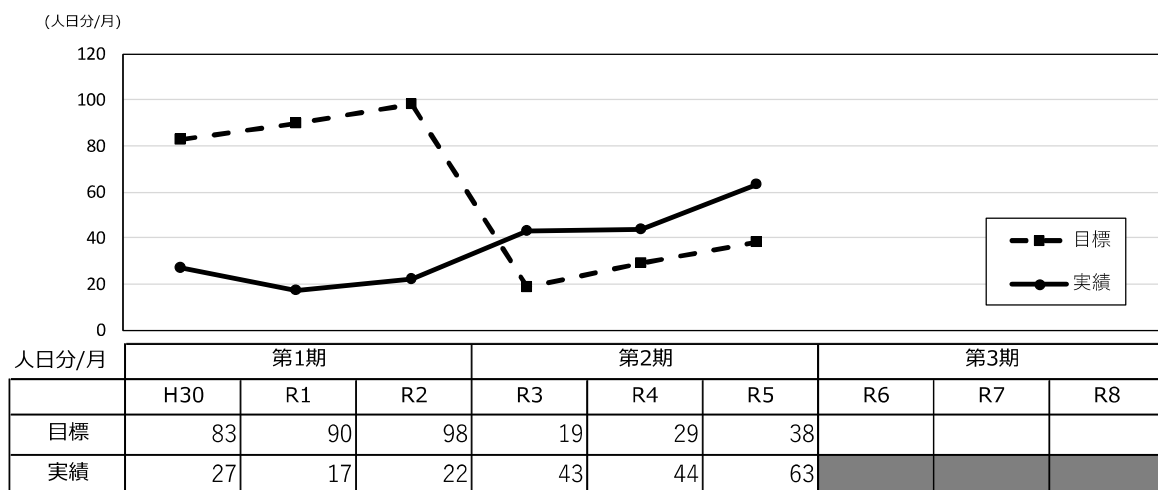
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	611	656	691	727	764	803			
実績	643	689	702	768	862	939			

(注) 令和5年度は見込みの数値です。

④ 保育所等訪問支援

保育所等（※）の施設に通っており、当該施設を訪問して専門的な支援が必要と認められた障害児に、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

※保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものが対象です。具体的には、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等が含まれます。



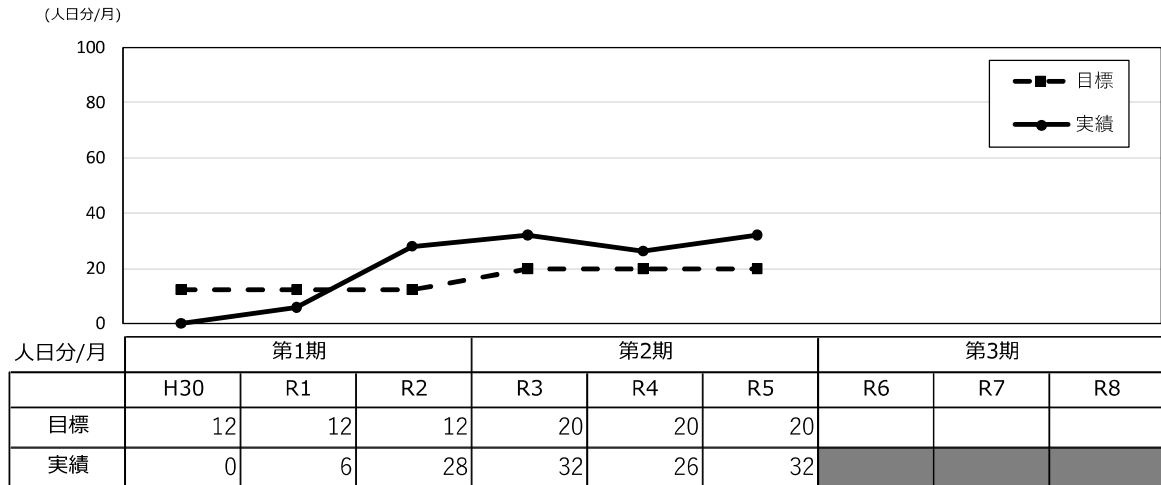
(参考) 利用者数/月

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	55	60	65	19	29	38			
実績	27	17	20	30	32	46			

(注) 令和5年度は見込みの数値です。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児など重度の障害があり、児童発達支援等の障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を実施します。



(参考) 利用者数/月

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	3	3	3	4	4	4			
実績	0	2	4	4	5	8			

(注) 令和5年度は見込みの数値です。

《障害児通所支援サービスの見込み量（月間）》

種 類		第2期（実績）			第3期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①児童発達支援	サービス量（人日）	4,564	5,089	5,459			
	利用者数	799	854	882			
②医療型児童発達支援	サービス量（人日）	8	8	5			
	利用者数	4	3	5			
③放課後等デイサービス	サービス量（人日）	8,455	9,630	10,712			
	利用者数	768	862	939			
④保育所等訪問支援	サービス量（人日）	43	44	63			
	利用者数	30	32	46			
⑤居宅訪問型児童発達支援	サービス量（人日）	32	26	32			
	利用者数	4	5	8			

（注）令和5年度は利用見込みの数値です。

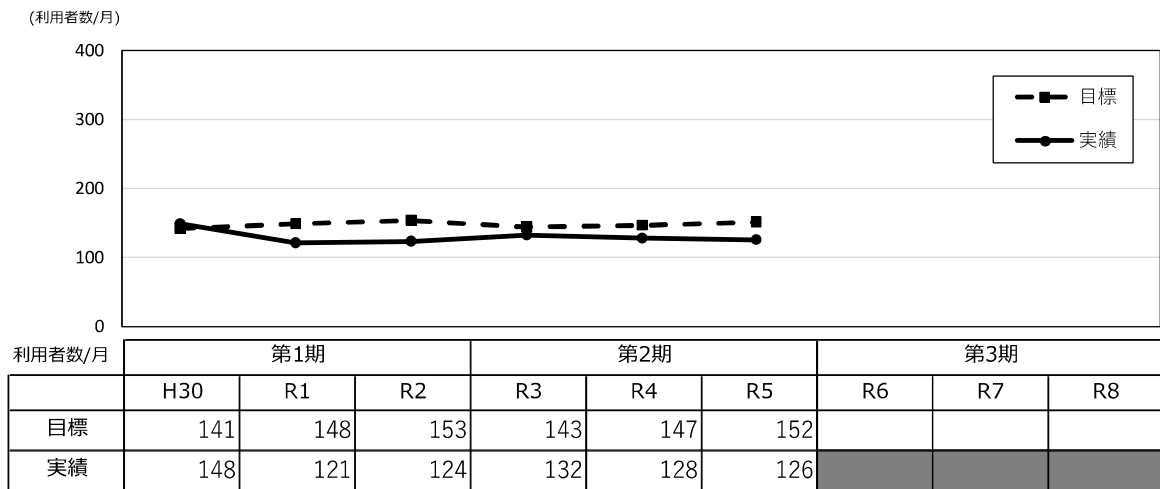
【障害児通所支援サービスの確保方策】

○

(2) 障害児相談支援

① 障害児相談支援

障害児通所支援を申請した障害児について、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した障害児支援利用計画の作成、障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況等の事情を勘案した障害児支援利用計画の見直しを行うことにより、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うものです。



(注) 令和5年度は見込みの数値です。

≪障害児相談支援サービスの見込み量(月間)≫

種 類		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数	132	128	126			

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

【障害児相談支援サービスの確保方策】

○



第 7 章

計画の推進に向けて



1 障害者福祉に関する行政等の体制の整備

障害者福祉施策の総合的な推進のため、保健・福祉・教育・雇用・まちづくりなど、関係部署、ならびに区役所以外の雇用関係機関や教育関係機関、福祉関係機関等との連携を進めます。

2 区と区民・関係団体等との連携の推進

(1) 障害者団体等との連携、参加・参画の推進

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定及び実施にあたって、障害者団体や関係団体との連携、ならびに障害者団体等の参加・参画を進めます。また、地域自立支援協議会との連携を進めます。

(2) ボランティア団体、サービス提供事業者、区民等との連携の推進

本計画の基本理念の一つである共生社会の実現に向けて、区民の理解を醸成するとともに、ボランティア団体、サービス提供事業者、区民等との連携を進めます。

3 計画の進行管理と評価

本計画の実施にあたっては、江東区障害者計画等推進協議会において、計画の進行管理や点検・評価を行います。

PDC Aサイクルに基づき、原則として1年に1回、各施策における事業の進捗状況の点検や、課題・今後の方向性等の検討を定期的に行い、計画の中間評価として分析・評価するとともに、障害者・障害児のニーズ、国及び都の動向や社会経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

中間評価については、江東区障害者計画等推進協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

また、障害者団体との意見交換、利用者等へのニーズ調査などにより、施策・事業の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業の実施に努めます。